

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月  
平成7年10月ごろ、1か月の空白が気になったので、A市役所に出向き1万2,000円ほど支払った。その際、追納の説明を受けたので、後日20万円ほどを納付した。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除いて、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した経緯及びその後、平成4年4月から5年3月までの免除期間を追納した状況についての説明は具体的に明確であることから、申立内容に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人が記憶している申立期間の国民年金保険料の納付金額及び追納金額は当時の保険料額とおおむね合致している。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付したと主張する時期の直後に追納しており、積極的に未納を解消しようとする姿勢が見受けられることから、申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（C工場）における資格取得日に係る記録を昭和49年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月12日から同年4月11日まで

昭和45年4月から53年2月までA社に勤めたが、49年3月12日から同年4月11日までの期間が厚生年金保険の加入期間になっていない。定時制高等学校を卒業後すぐに、同社D工場（E県）から同社C工場（F県）に転勤になったが、途中で退職することなく引き続き勤めていた。G厚生年金基金の記録は継続しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する企業年金連合会が作成した「年金の引き継ぎのお知らせ（年金支給義務承継通知書）」、雇用保険の加入記録及び申立人が「A社D工場で定時制高等学校を卒業後すぐに、同社C工場に転勤になった」と陳述していることから判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和49年3月12日にA社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（C工場）に係る被保険者原票における昭和49年4月の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年4月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月30日まで

昭和19年3月に事務員養成所でタイプライターを学び、同年5月にA社B製作所に入社した。工場はC市D町に在り、同年12月のE大空襲で工場が被害を受けたので、従業員は同社F工場、同社G工場、同社H工場へそれぞれ疎開し、自分は同社H工場に行った。その後I市でも20年7月19日の空襲を受けたが同年9月まで勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年4月25日までの期間については、申立人と同姓同名、かつ、同じ生年月日で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が19年10月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び20年4月25日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の当該未統合記録から50円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年4月25日から同年9月30日については、申立人はJ空襲の2～3か月前にA社H工場に疎開したと述べていることから、判明した当該未統合記録は同工場に疎開する前までのものであることがうかがえるところ、同工場について、事業主は、当時の資料は戦災と34年の風水害でその多くが消失しており、残されたわずかな資料では、①同社H工場が

厚生年金保険の適用事業所であったか否かについて、②同社K工場から別工場に疎開した従業員の厚生年金保険加入に関する扱いについて、いずれも不明の旨を回答しているが、同社H工場が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

また、申立人はJ空襲直後に身の危険を感じ、着の身着のままL県に在る実家へ帰り、そのまま退職したと述べていることを踏まえると、申立人が昭和20年9月まで勤務していた事情はうかがえない。

さらに、申立人が記憶する同僚は連絡先等が不明であり、当時の証言が得られないほか、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同僚の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日（昭和48年6月30日）及び同社C支店における資格取得日（昭和48年7月2日）を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月2日まで

昭和48年4月1日、A社に入社し、その後同年7月1日付けで同社C支店に転勤した。その際の事務手続に誤りがあり、転勤前の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年6月30日、転勤後の資格取得日が同年7月2日で届けられたため1か月間の空白期間が有る。入社以来現在まで同社に勤務しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している人事記録カード、雇用保険の被保険者記録及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年7月1日付けでA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者原票における昭和48年6月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は申立期間について厚生年金保険被保険者資格喪失届及び取得届の記載を誤ったとしていることから、事

業主が、申立期間に係るA社における資格喪失日を昭和48年6月30日、同社C支店における資格取得日を同年7月2日と届け出た結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が41万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成16年1月から同年4月までは41万円、同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月から同年10月までは38万円、同年11月から17年7月までは41万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円及び同年11月は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

勤務状況が変わらないのに、平成16年1月から17年11月までの間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初9万8,000円と記録していたところ、平成21年4月16日付け訂正処理により、標準報酬月額が16年1月から17年11月までは41万円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の

計算の基礎となる標準報酬月額が当初記録されていた9万8,000円となっている。

しかし、A社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、申立期間の標準報酬月額を平成16年1月から同年4月までは41万円、同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月から同年10月までは38万円、同年11月から17年7月までは41万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円及び同年11月は41万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が平成16年1月から同年8月までは36万円、同年9月から17年11月までは34万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16年1月から17年4月までは36万円、同年5月から同年11月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの間の金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初9万8,000円と記録していたところ、平成21年4月16日付け訂正処理により、標準報酬月額が16年1月から同年8月までは36万円、同年9月から17年11月までは34万円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当初記録されていた9万8,000円となっている。

しかし、A社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、申立期間の標準報酬月額については、平成16年1月から17年4月までは36万円、同年5月から同年11月までは34万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が平成16年1月から同年8月までは36万円、同年9月から17年8月までは34万円及び同年9月から19年2月までは36万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16年1月から17年8月までは34万円、同年9月から19年2月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から19年2月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から19年2月までの間の金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初9万8,000円と記録していたところ、平成21年4月16日付け訂正処理により、標準報酬月額が16年1月から同年8月までは36万円、同年9月から17年8月までは34万円及び同年9月から19年2月までは36万円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当初記録されていた9万8,000円となっ

ている。

しかし、A社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、申立期間の標準報酬月額については、平成16年1月から17年8月までは34万円、同年9月から19年2月までは36万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、各申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間に係る標準賞与額の記録を申立期間①は62万円、申立期間②は60万8,000円、申立期間③は45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成17年12月10日  
③ 平成19年7月10日

ねんきん定期便を確認したところ、A事務所で平成15年12月、17年12月及び19年7月の賞与の支払があり、厚生年金保険料も控除されているのに、これらの申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険の標準報酬を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は62万円、申立期間②は60万8,000円、申立期間③は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与支払届を提出したと主張しているが、これを確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年2月まで

昭和45年にA社を退職した父親が年金を受給するに当たり、国民年金の必要性を話していた。父親は、私が20歳になった時にB市役所C出張所で私の国民年金の加入手続を行った。その後は数か月ごとに父親が保険料を出張所に持参するか、父親が用意した保険料の入った封筒を私が出張所に持参して納付していた。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年5月に国民年金の資格を取得しており、申立期間当時、国民年金手帳の交付を受けていないと述べている上、48年3月に厚生年金保険に加入した際、国民年金の資格喪失の手続を行った記憶も無いとしていることから、申立期間当時、国民年金に加入していた状況はうかがわれない。

また、申立人が申立期間当時居住していたB市では、保険料の納付が昭和47年から納付書により金融機関で納付する方法に変わったが、申立人は金融機関で納付した記憶は無いとしている上、同年3月以前に行われていた印紙検認方式に係る記憶も無いことから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の両親は既に死亡しており、ほかに申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から40年12月まで  
昭和37年7月ごろ、私の母親が私の国民年金の加入手続をし、納付してくれたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年2月ごろに払い出されており、被保険者名簿等では、資格取得は同年1月で、申立期間は未加入期間とされているほか、申立人の姉も申立人の母親がさかのぼって納付したという話は聞いていないと述べるなど、納付をうかがわせる状況は見当たらない。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から41年3月まで

昭和36年11月に結婚後、A市B町で、元夫が夫婦二人の国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、町内の女性が毎月集金に来たとき、私が納付した。41年3月に同市C町へ転居したため、集金の方が来なくなったので、国民年金に係る手続をした。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元夫が申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を町内会の集金で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦共に昭和42年7月ごろに払い出されており、申立人の所持している国民年金手帳には、同年4月から同年9月までの国民年金保険料が同年10月にまとめて納付されていることから、申立人の国民年金加入手続は、同年7月ごろに行われたものとするのが自然である。

また、申立人は、A市B町から同市C町に転居するまでは、国民年金手帳を受け取った記憶は無いと述べており、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその元夫も申立人同様に申立期間は未納期間であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、申立人の元夫に聴取しても、夫婦の昭和36年当時の国民年金加入手続に係る記憶は明確でなく、そのほかに関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から50年9月まで  
20歳になった昭和45年\*月ごろ、私が市役所に行き国民年金の加入手続をして国民年金手帳を受け取った。その際、口座振替の手続をした。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年\*月ごろ国民年金の加入手続をしたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は52年3月ごろに払い出されており、当該払出月においては、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により納付できない期間であるが、申立人はまとめて納付した記憶は無いと述べる等、特例納付した形跡は見当たらない。

また、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、申立人は現在所持している唯一の年金手帳は、加入手続の時に受け取ったとしているが、当該手帳は三制度共通(昭和49年11月以降に使用)の年金手帳であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が居住していたA市では、申立期間当時、国民年金保険料の口座振替は実施されておらず、申立人の主張は不合理である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 10 月 31 日まで  
③ 昭和 22 年 10 月 31 日から 23 年 8 月 31 日まで

昭和 20 年 9 月 20 日、A 学校 B 科を繰上げで卒業し、同年 10 月 1 日付けで獣医として C 会 D 支部に就職した。その後 23 年 8 月 31 日まで勤務し退職したが、厚生年金保険被保険者期間は 18 か月しか記録されていない。また、当該期間については、同年 6 月 24 日に脱退手当金が支給済みとあるが、同年 8 月 31 日まで勤務しており、脱退手当金は受け取っていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 学校 B 科を昭和 20 年 9 月 20 日に繰上げ卒業後、C 会 D 支部に勤務したとしており、当時の同僚も、「申立人を知っている」、「申立人を覚えている」などと述べており、勤務期間は特定できないものの申立人が C 会 D 支部に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人と同じ獣医師として勤務していたとされる同僚には、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、C 会は昭和 23 年 8 月をもって解散しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無く、勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②について、申立人は脱退手当金を受給していないとしているが、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱退手当金が支給されたことを

示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、申立期間②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 5 日から 37 年 7 月 1 日まで

私は伯父の会社であるA社へ昭和 34 年 2 月 5 日に入社し、36 年 8 月 31 日に退職をして花嫁修行に入り、37 年 2 月 \* 日に結婚をして現在のB町に来た。その後も小遣いと祝いを兼ねて給料をもらったが、厚生年金保険に加入していたことは知らなかったし脱退手当金も受け取っていないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、年金対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人が勤務していたA社(現在は、C社)の昭和 30 年 12 月から 34 年 8 月に資格取得した 33 名の女性従業員の脱退手当金支給記録を調査したところ、受給資格期間を有する女性従業員 19 名のうち、15 名の女性従業員に脱退手当金の支給記録があり、12 名の者が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月以内に支給されている上、同僚等は自ら脱退手当金の請求手続をしていないが脱退手当金は受領したと証言をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票に脱退手当金を支給したとする「脱」の表示がされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 11 月 25 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①のA社については、退職するに当たり有給休暇を取得する旨を総務課に伝え承諾を得た。転職先への準備があるため、昭和 53 年 3 月 22 日から入社していないが、退職日は同年 3 月 31 日のはずである。申立期間②のB社についても、退職するに当たり有給休暇を取得し、退職日を 61 年 11 月 30 日とすることを社長に伝え承諾を得た。有給休暇は同年 11 月 26 日から同年 11 月 30 日までとしたはずである。両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、退職及び有給休暇の取得について口頭で申し出たと供述をしているところ、A社C工場の当時の労務担当者は、「会社の制度として、退職する場合は退職届を、有給休暇を取得する場合は届出書を、いずれも書面で提出することとなっており、口頭で申し出たのであれば、正式な手続とはいえず、入社しなくなった日から厚生年金保険の資格喪失をした可能性がある」と証言をしている。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の記録は、離職日が昭和 53 年 3 月 20 日になっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する。

一方、申立期間②について、B社に勤務した複数の同僚は、自身の勤務期間と厚生年金保険被保険者記録は一致しており、問題は無い旨証言している。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の記録は確認することができない上、当該事業所は現存しておらず、当時の事業主は死亡しているため、当時の役員であった事業主の妻に確認したものの、確認できる資料は無いと回答しており、事業主による保険料控除について確認することができない。

さらに、両申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、

申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 2 日から 62 年 2 月 2 日まで  
昭和 60 年 12 月 30 日でA社を退職後、61 年 2 月からB社に勤めていた。記録では当初の1年間が空白となっているが、厚生年金保険に加入していないはずはなく、加入していない旨の話も聞いていない。厚生年金保険に加入させないような会社ではないので、社会保険事務所(当時)の単純な見落としである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する慰安旅行の写真及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主及び複数の同僚から試用期間があった旨の証言並びに当該同僚に係るオンライン記録を踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録もオンライン記録とほぼ同じ昭和 62 年 2 月 10 日が資格取得日とされている。

さらに、申立事業所には当時の資料は保存されていない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年から 32 年 2 月まで

A社B工場内のC社で、昭和30年から32年2月まで働き、D市へ来た。同社を退社する際、厚生年金保険の保険料控除に関する証明書をもらい、次の職場に出すように言われたことを覚えており、厚生年金保険を掛けていたはずなので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社に同時期に入社し、同一業務を担当していた同僚によれば、申立人とは退社も同時期で、D市へも一緒に来たと言っているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の氏名は見当たらない。

また、当時の経理事務担当者は、「C社は現場作業部門と工場内の修繕を担当する土木部門に分かれていたが、従業員の出入りが激しいこともあり、すべての従業員が社会保険に加入していたわけではない」と証言している上、申立人が記憶していた同僚の中に、厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が複数見られることから、同社では必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、C社は昭和63年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に他界していることから、関連資料及び証言を得ることができない上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。